

## 長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報

## 広告と異なる商品が 送られてくる事例に注意！

<事例1> SNS に出てきた扇風機を購入したが、届いたものは広告と全く違っていた。  
返金してほしい。(40代)

<事例2> 動画再生サイトに出てきた広告を見てスマートウォッチを注文したが、送られてきたものはおもちゃのような偽物だった。業者とはメッセージアプリでやり取りしているが解決しない。どうしたらよいか。(70代)

### 【トラブルに遭わないためのポイント】

☞ 購入するときはまず、販売業者の所在地、連絡先、返品条件等が記載されているかを確認しましょう。返品について記載がない場合、商品到着後8日間は返品が可能です。

☞ 通常の販売価格とあまりにもかけ離れて安い場合は偽物の可能性があります。

☞ 海外から購入した商品で「返品したいが連絡がとれない」「代金を支払ったが商品が届かない」等のトラブルにあった際には、**国民生活センター越境消費者センター(CCJ)**が自主的に解決するためのアドバイス等を提供してくれます。

(CCJ は相談受付フォームか FAX で相談を受け付けています。  
詳しくは CCJ の HP をご参考ください。)

☞ もしトラブルになり、クレジットカード決済をしていたら、クレジットカード会社に申し入れましょう。また、消費生活センターにもご相談ください。

～ 不安を感じたら迷わず電話 ～

長野市消費生活センター

224-5777

(消費者ホットライン 188)

#### 【発行元】

長野市地域・市民生活部 市民窓口課

消費生活センター

〒380-0835

長野市大字南長野新田町 1485-1

長野市もんぜんぷら座 4階

電話 026-224-5777 FAX 026-223-1818